平成２５年（フ）第９６号
大阪府守口市東町１丁目20番27―101号、前住所大阪府守口市大久保町２丁目21番15号
債務者　松尾　幸恵
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１号
大阪市都島区都島本通２丁目14番６―205号、前住所大阪市都島区大東町３丁目９番８―104号
債務者　能美　信也
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１号
大阪府茨木市山手台１丁目20番３号
債務者　播田可奈子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７１号
大阪市北区長柄西２丁目９番22号　メゾン・ド・やまいち205号室
債務者　矢野　正人
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番１―402号
債務者　岩井　幸夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７８号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番１―402号
債務者　岩井　政子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０２号
大阪府豊中市上野西２丁目８番58号
債務者　小林　房子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５号
大阪市淀川区西中島７丁目８番12―206号、前住所大阪市西淀川区佃３丁目16番21号
債務者　岩本　美樹（旧姓高瀬）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８６号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ17―405号
債務者　津村　靖夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８８号
大阪府高槻市津之江町２丁目19番21号
債務者　寶納　睦美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９４号
大阪府枚方市枚方元町４番５―22号
債務者　松井　則子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６号
大阪市旭区高殿２丁目９番11―401号
債務者　廣瀬　健二（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１号
大阪府高槻市北園町１番９号
債務者　岡野真喜子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６号
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越１番地　町営住宅中喜来団地234号室
債務者　井出　久榮
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７８号
徳島県徳島市上八万町田中612番地
債務者　立道　公子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８７号
徳島市城東町２丁目４番５号　住吉東団地４―304
債務者　藤丸　雄大
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
徳島市昭和町６丁目41番地の２
債務者　濱井加世子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２号
沖縄県那覇市楚辺２丁目26番７号　アベニューよぎ103
債務者　屋比久孟実
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部